(四)　学生又は事業修習者が滞在する一方の締約者外から送金された生計費又は学費等については、当該一方の締約者において免税となることを規定している。（第一五条関係）

4　特別規定（第四章関係）

第三章の規定に適合しない課税についての申立て及び両締約者の権限のある当局の合意による問題の解決等について規定している。（第一六条関係）

5　最終規定（第五章関係）

この協定中の章及び条の見出し並びにこの協定の効力発生及び終了について規定している。（第一七条～第一九条関係）

条約

条約第十二号

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年十月十九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

日本国政府及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府によって正当に授権されたケイマン諸島政府は、

脱税を防止するための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する協定を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一章　総則

第一条　一般的定義

1　この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a)　「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づき主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b)　「ケイマン諸島」とは、地理的意味で用いる場合には、グランドケイマン島、ケイマンブラック島及びリトルケイマン島並びにそれらの周辺の全ての区域であって、ケイマン諸島がその法令及び国際法に基づき管轄権を行使することができる区域をいう。

(c)　「締約者」とは、文脈により、日本国又はケイマン諸島をいう。

(d)　「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i)　日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(ii)　ケイマン諸島については、租税情報局又はその指定する個人若しくは当局

(e)　「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f)　「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g)　「国民」とは、次の者をいう。

(i)　日本国については、日本国の国籍を有する全ての個人、日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された全ての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に関し日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された法人として取り扱われる全ての団体

(ii)　ケイマン諸島については、ケイマン人の地位を有し、又はケイマン諸島との関連に基づく英国海外領土の市民である全ての個人及びケイマン諸島において施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合、信託、財団又は団体

(h)　「株式公開法人」とは、その主たる種類の株式が公認の有価証券市場に上場されている法人をいう。ただし、その上場された株式が一般に容易に購入され、又は販売される場合に限る。株式は、その購入又は販売が限られた投資家の集団に黙示的にも明示的にも制限されていない場合には、一般に容易に購入され、又は販売されるものとする。

(i)　「主たる種類の株式」とは、法人の議決権及び価値の過半を占める一又は二以上の種類の株式をいう。

(j)　「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。

(i)　日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場

(ii)　ケイマン諸島証券取引所

(iii)　両締約者の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するもの

(k)　「集団投資基金又は集団投資計画」とは、あらゆる集団投資の媒体（法的形態のいかんを問わない。）をいう。「公開集団投資基金又は公開集団投資計画」とは、その持分証券、株式その他の持分が一般に容易に購入され、販売され、又は償還される集団投資基金又は集団投資計画をいう。集団投資基金又は集団投資計画の持分証券、株式その他の持分は、その購入、販売又は償還が限られた投資家の集団に黙示的にも明示的にも制限されていない場合には、一般に容易に購入され、販売され、又は償還されるものとする。

(l)　「要請者」とは、情報の提供を要請する締約者をいう。

(m)　「被要請者」とは、情報の提供を要請された締約者をいう。

(n)　「情報収集のための措置」とは、一方の締約者が要請された情報を入手し、かつ、提供することを可能にするための法令及び行政上又は司法上の手続をいう。

(o)　「情報」とは、事実、記述又は記録（形態のいかんを問わない。）をいう。

2　一方の締約者によるこの協定の適用に際しては、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、当該一方の締約者の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約者において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約者の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第二章　情報の交換

第二条　目的及び適用範囲

両締約者の権限のある当局は、この協定の実施又は第四条に規定する租税に関する両締約者の法令の規定の運用及び執行に関連する情報の交換を通じて支援を行う。そのような情報には、同条に規定する租税の決定、賦課及び徴収、租税債権の回収及び執行並びに租税事案の捜査及び訴追に関連する情報を含む。情報は、この協定に従って交換するものとし、かつ、第八条に規定するところにより秘密として取り扱う。この協定に基づいて被要請者が情報を入手し、及び提供するに際しては、被要請者の法令又は行政上の慣行によって当該情報を有する者に対して保障されている手続上の権利及び保護は、これらの権利及び保護が実効的な情報の交換を不当に妨げ、又は遅延させる場合を除くほか、引き続き適用される。